

令和4年安中市教育委員会 4月期定例会 会議録

日時 令和4年4月21日（木） 午後2時から午後3時30分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卯

委員 湯本 見千子

委員 佐藤 和子

【事務局】

教育長 竹内 徹

教育部長 小黒 勝明

総務課長 戸塚 政明

学校教育課長 城田 敬子

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 久保庭 高明

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。

本日は、年度初めのご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶申し上げます。

○ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

令和4年4月1日付で事務局の職員に異動がありましたので、自己紹介をさせていただきます。

* 教育部長が、自己紹介を行った。

* 学校教育課長が、自己紹介を行った。

* 文化財保護課長が、自己紹介を行った。

* 総務課庶務係長が、自己紹介を行った。

◇ 総務課長

それでは、以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

それではただいまより、令和4年安中市教育委員会 4月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願ひします。

◇ 総務課長

総務課長の戸塚です。前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等はありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。本会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「議案第30号」は、市議会提出予定議案に関わることから、現時点ではまだ意思決定過程にあると思われます。

したがって、これらの議事は、非公開とすることが適当であると思われます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第30号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をしたいと思いますが、いかがですか。

* 委員から異議等は出なかった。

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「議案第30号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をいたします。

まずは報告・承認の案件です。

報告第5号 安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

それでは説明いたします。

* 「報告第5号」を読み上げた後、

委嘱年月日は、令和4年4月1日です。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。委嘱をした者については、裏面をご覧ください。

安中市奨学資金貸与条例第5条より、運営の適正化を図るための委員の委嘱です。委員の数については、15人以内をもって組織するとされており、現在は8名の委員をもって組織しています。

一覧の番号1、4、5、7、8の5名が新規で委嘱をさせていただきます。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第5号 安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第5号 安中市奨学資金審査委員会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第6号 安中市集会所運営委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 「報告第6号」を読み上げた後、

今年度は委嘱替えの年にあたります。委嘱年月日は、令和4年4月1日です。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。委嘱をした者については、資料次ページをご覧ください。

* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」「所属等」「所在地」を読み上げた後、

新規に委嘱した者が3名、継続が10名です。

集会所運営委員会について、安中市集会所条例第13条第2項で「委員の定数は、15人以内とし、教育委員会が委嘱する」と規定されています。同条第3項で「委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」ことが規定されています。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第6号 安中市集会所運営委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願ひします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第6号 安中市集会所運営委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第7号 安中市文化財保護審議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

* 「報告第7号」を読み上げた後、

委嘱年月日は、令和4年4月1日です。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」を読み上げた後、

5名全員再任となり、安中市文化財保護審議会名簿のとおりです。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第7号 安中市文化財保護審議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願ひします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第7号 安中市文化財保護審議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第7号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第8号 築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

◇ 文化財保護課長

* 「報告第8号」を読み上げた後、

委嘱年月日は、令和4年4月1日です。任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日です。期間は前委員の残任期間です。

* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」「所属」「所在地」を読み上げた後、

委員7名のうち、1名の変更となります。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第8号 築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願ひします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第8号 築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第8号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第9号 安中市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

◇ スポーツ課長

報告第9号について、議案の朗読は省略をし、内容を説明いたします。

スポーツ推進委員については、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制整備を図るため、スポーツに関心と理解を有し、熱意と能力を有する者の中から委嘱すると定められております。

また、同条第2項で、スポーツ推進委員は当該市町村のスポーツを推進するため、規則を定めて、事業の実施に係る連絡調整を始め、技術の指導や助言を行うものと規定されています。このことから、本市ではスポーツ推進委員に関する規則を制定し、委員の職務、定数、任期等を定めています。

今回の議案については、本市の規則で定めるスポーツの推進委員の任期が2年で満了したことに伴う改選によるものです。

委嘱年月日は令和4年4月1日で、任期は令和6年3月31日までです。

本市の規則で定めている推進委員の定数は25名以内となっております。また、選出区分はスポーツ協会の各支部長から推薦された方と、教育委員会から推薦された方を選出しており委嘱した委員は19名です。新任1名以外は再任者となります。

* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」「選出区分」を読み上げた後、説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第9号 安中市スポーツ推進委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願ひします。

◆ 佐藤委員

松井田支部からの選出がないが、以前あったのか、何かの関係でなくなったのか、選出されなかつたのか。

◇ スポーツ課長

松井田支部と新堀支部と松井田地区内には2つ支部があります。どちらにも推薦をお願いしていますが、地域の都合で推薦していただけてない。6年前まで調べたが推薦がなく、それ以前は分からぬ、合併直後はいたようです。

◆ 佐藤委員

支部はあるけど、選出する人がいないということでしょうか。

◇ スポーツ課長

選出依頼はしているが、毎回選出者がいないと連絡をいただいている。

◆ 佐藤委員

できるだけ選出していただいて、全地域同じ状況で進められた方がよいのではないか。

◇ スポーツ課長

支部としての活動が停滞しているので、松井田支部と新堀支部が合体して松井田支部として活動するのが理想であるが、なかなか難しい状況です。

また、人数が少ないので兼務になってしまい選出するのが難しいようです。

地区のスポーツ推進なので各地区に必要であるが、松井田地区でスポーツの関わる行事がある時は、他の地区の推進委員にお願いをして協力してもらうことになっています。

学校等からの軽スポーツの推進の協力もしていますし、何かあった場合は会として対応するスタンスを取っています。

◆ 佐藤委員

小学校の運動会でスポーツ推進委員の方が率先して動いていた記憶があるが、そういう役割があるのであれば、地域の中に委員がいた方が良いのではないでしょうか。

高齢化して動ける人が少ないと、地域を見ていて感じるが、支部があるのであれば選出できるのではないかと思いますが。

○ 竹内教育長

スポーツ推進委員は地区にこだわらず、組織としてスポーツ推進に当たる指導者として伺うことが出来るということですが、スポーツ課としても今後の課題としていただければと思います。

他に質疑がありましたら、お願ひします。

無いようですので、報告第9号 安中市スポーツ推進委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第9号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第27号 学校運営協議会委員の委嘱・任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 「議案第27号」を読み上げた後、

今年度より市内小中学校 14 校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしてスタートいたしました。

協議会の規則第 8 条に協議会の委員は 12 名以内とし、保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長、その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱又は任命するとあります。

12 名以内ということで学校によって人数は異なりますが、今回お手元の資料にあります合計で 126 名の方に委員をお願いできればと考えております。

なお、細野小学校と松井田北中学校の区長代表については、4 月末に決定するということで、今回は空欄となっていますのでご承知おきください。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第27号 学校運営協議会委員の委嘱・任命について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第27号 学校運営協議会委員の委嘱・任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 安中市いじめ問題専門委員会委員の委嘱、任命について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 「議案第28号」を読み上げた後、

安中市いじめ問題専門委員会については、10名の委員をもって構成され、任期が2年となっています。昨年度末でこれまでお願いしていました委員の任期が終了しまして、今年度新たに10名の委員を委嘱、任命することになります。

そこで、裏面資料の10名の方に委員をお願いしたいと考えております。

なお、多くの方が継続で委員になっていただきますが、7番の安中警察署生活安全課係長につきましては新規となっております。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第28号 安中市いじめ問題専門委員会委員の委嘱、任命について、質疑がありましたら、お願いします。

○ 竹内教育長

委員の方に審議いただく時はどういう場合なのですか。

◇ 学校教育課長

安中市いじめ問題専門委員会につきましては、市内小中学校に置きまして、重大事案と思われるようないじめ問題が起きた時に、委員にお集まりいただき、調査をしていたく機関となっております。

○ 竹内教育長

重大事案の起きた場合の第三者委員会としての専門委員会組織であるということだそです。

令和3年度は、専門委員会としての協議する事案はありましたか。

◇ 学校教育課長

令和3年度につきましては、重大事案として委員に集まっていただいて協議する事案はありませんでした。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第28号 安中市いじめ問題専門委員会委員の委嘱、任命について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 「議案第29号」を読み上げた後、

社会教育関係団体については、社会教育法第10条で「社会教育関係団体とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されています。今回社会教育関係団体の認定申請が1件ありました。

* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げた後、

【申請団体】

- ・ 朗読の会 言の葉

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第29号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願ひします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第29号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

先ほど決定したとおり、これから議事は非公開とします。

非公開議案

= 議案第30号 令和4年第2回安中市議会定例会提出予定議案（令和3年度補正予算案）の作成に対する意見について =

○ 竹内教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。事務局から説明お願ひします。

※総務課長が次のことについて説明を行った。

- ・令和3年度予算（教育費）の繰越について
- ・令和4年度当初予算について

※文化財保護課長が、春季企画展「文学・芸術の中の安中」について説明を行った。

※学校教育課長が次のことについて説明を行った。

- ・「安中市の学校教育」のリーフレットについて
- ・今年度の小中学校訪問について

※スポーツ課長が、第48回安政遠足、ミニ遠足の申込状況等について説明を行った。

○ 竹内教育長

それでは以上で、令和4年安中市教育委員会 4月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

«令和4年5月期定例会»

- ・ 日時 5月20日（金） 午前9時30分から
- ・ 場所 市役所本庁舎203会議室

◇ 総務課長

以上で散会といたします。